

補 足 資 料

小規模宅地等の課税の特例の見直し(相続税)

小規模宅地等の課税の特例は、相続人による事業等の継続に配慮して設けられた租税特別措置であるが、現行では、相続後に事業等を継続しない場合など、制度趣旨に照らして必ずしも的確とは言えない場合でも一定の減額を受けることが可能であることから、見直しを検討する。

〔事例①〕

居住や事業を継続しない場合

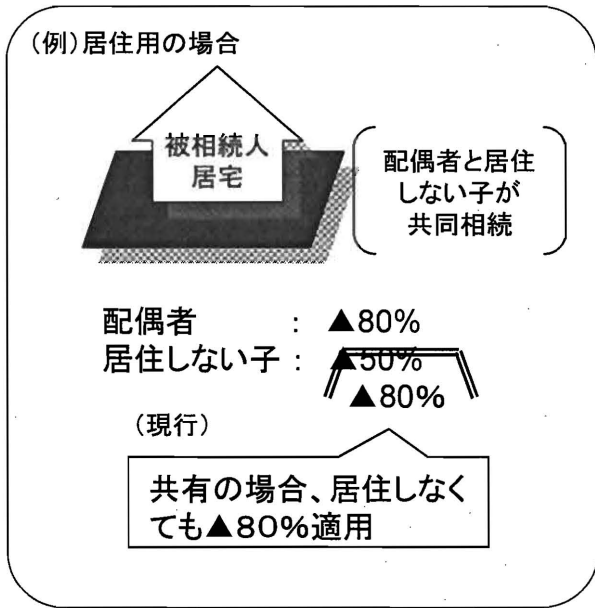
宅地等		上限面積	軽減割合
事業用	事業継続	400㎡	▲80%
	非継続	200㎡	▲50%
	不動産貸付	200㎡	▲50%
居住用	居住継続	240㎡	▲80%
	非継続	200㎡	▲50%

(現行)

事業・居住を継続しなくても▲50%適用

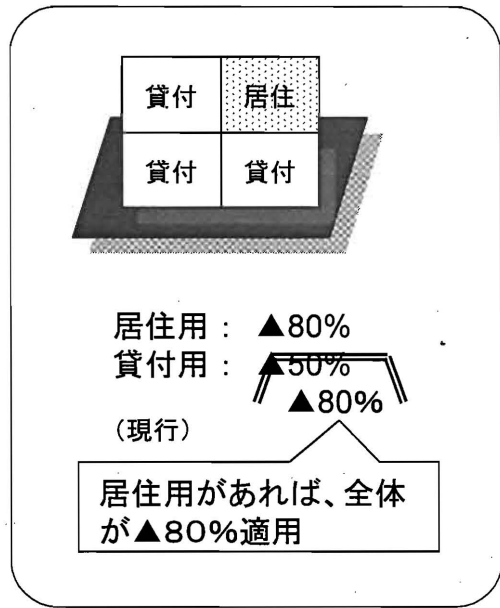
〔事例②〕

▲80%の要件を満たす者と満たさない者が、宅地を共同相続する場合



〔事例③〕

宅地の上に存する一棟の建物のうちに、居住用と貸付用がある場合



(注) 上記のほか、「被相続人等が居住の用に供していた宅地等」が複数存在する場合において、「被相続人等が主として居住の用に供していた一の宅地等」が適用対象となる点について、規定を明確化する必要。

定期金に関する権利の評価方法等の見直し（相続税・贈与税）

- 定期金に関する権利の評価方法における割合・倍数(現行)は、昭和25年当時の金利水準・平均寿命などを勘案して定められたもの。

その後の金利水準の低下や平均寿命の伸長、現行評価方法による算定額と年金受取額の現在価値とが大きく乖離していること等を踏まえ、その評価方法について見直しを検討する。

(注1) 金利水準と平均寿命の変化

	【昭和25年】	→	【平成17年】
金利水準：	8.0%	→	1.5%
平均寿命：	男58.0歳、女61.5歳	→	男78.56歳、女85.52歳

(注2) 評価額の乖離に着目して、定期金に関する権利の取得後に一時金受取りへの変更や解約ができる高額な一時払個人年金も販売

- 上記の評価方法の検討に併せて、障害者控除についても、制度創設時(昭和47年)からの平均寿命の伸長を踏まえ、見直しを検討する。

<定期金に関する権利の評価方法の例>

- 有期定期金（確定年金）：残存期間に受けるべき給付金額 × 次の割合

残存期間	～5年	～10年	～15年	～25年	～35年	35年超
割合	70%	60%	50%	40%	30%	20%

- 終身定期金（終身年金）：1年間に受けるべき金額 × 次の倍数

権利取得時における年齢	～25歳	～40歳	～50歳	～60歳	～70歳	70歳超
倍数	11倍	8倍	6倍	4倍	2倍	1倍

<障害者控除の概要>

- 相続人が障害者である場合には、「6万円（特別障害者：12万円）×70歳に達するまでの年数」をその者の相続税額から控除

使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例

(概要)

法人が使途秘匿金の支出をした場合には、通常の法人税に加え、その支出額の40%の法人税を課税する。

税目：法人税

適用期限：平成22年3月31日

【創設年度】

平成6年度

【制度創設の趣旨】

企業が相手先を秘匿するような支出は、違法ないし不当な支出につながりやすく、それがひいては公正な取引を阻害することにもなるので、そのような支出を極力抑制するために、政策的に追加的な税負担を求めることとしたもの

【使途秘匿金】

使途秘匿金とは、法人がした金銭の支出（金銭以外の資産の引渡しを含む。）のうち、相当の理由がなく、その相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにその事由を帳簿書類に記載していないもの（資産の譲受けその他の取引の対価の支払いとして支出されたものであることが明らかなものを除く。）をいう。

【使途秘匿金課税の状況】

	法人数(社)	税額(億円)
2005年度	1,669(内456)	90(内66)
2006年度	1,540(内394)	75(内52)
2007年度	1,480(内355)	54(内30)
2008年度	1,264(内304)	44(内28)

(注) 1 内書きは、調査課所管法人（原則として資本金の額等が1億円以上の法人）の計数である。

2 国税庁調べ。